



平成23年1月28日

各 位

会 社 名 株式会社セディナ
代表者名 代表取締役社長 山下 一
(コード番号 8258 東証・名証第1部)
問合せ先 広報IR部長 平野 浩彦
(TEL 03-6714-7723)

株式会社SMFGカード&クレジットとの株式交換に伴う株式の取扱いについて

株式会社SMFGカード&クレジット（以下「FGCC」といいます。）と当社は、このたび、当社をFGCCの完全子会社とすることに合意し、本日、株式交換契約を締結しました。

なお、FGCCは非上場会社であるため、当社の株主には株式交換契約に基づき本株式交換の対価として、FGCCの完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」といいます。）の普通株式が割り当てられます。

当社は、平成23年3月30日開催の臨時株主総会での株式交換契約の承認を経て、同年5月1日付でFGCCの完全子会社となる予定です。また、本株式交換の実施に伴い、当社普通株式は、平成23年4月26日に上場廃止となる見込みです。

つきましては、本株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

また、本株式交換の詳細につきましては、本日、当社が開示しておりますプレスリリース「株式会社SMFGカード&クレジットによる株式会社セディナの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社株式を1,667株以上ご保有の株主様におかれましては、SMFGの1単元の株式である100株以上の割当が行われますが、ご保有株式数が1,667株未満の株主様には、100株に満たない単元未満株式が割り当てられることとなります。SMFGの単元未満株式を保有することになる当社の株主様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするSMFGの配当金を受領する権利を有することになりますが、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

SMFGの単元未満株式を保有することになる株主様におかれましては、SMFGの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(1) 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

- ① 会社法第194条の規定に基づき、SMFGの単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の株式をSMFGから買い増すことができる制度です。
- ② 本株式交換の効力発生日（平成23年5月1日）よりご利用いただくことができます。

(2) 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

- ① 会社法第192条の規定に基づき、SMFGの単元未満株式を保有する株主が、SMFGに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。
- ② 本株式交換の効力発生日（平成23年5月1日）よりご利用いただくことができます。

2. 1株に満たない端数の取扱い

F G C Cは、本株式交換に際して、当社の株主の皆様それぞれに割当交付されるSMF Gの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、当該端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対し、当社の普通株式に代えて、SMF Gの普通株式1株の時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数は切り上げるものとします。）を交付します。

なお、ここでの「時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日におけるSMF Gの普通株式の普通取引の終値（効力発生日の前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日（効力発生日前のものに限ります。）の終値）を指します。

以上